

平成16年(ネ)第6238号 損害賠償請求控訴事件

原告 佐藤 瀧三郎 外1名

被告 社会福祉法人東京都社会福祉事業団 外1名

## 証拠申出書

平成17年 月 日

東京高等裁判所民事第22部八係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 大 石 剛 一 郎  
同 弁護士 黒 寄 隆

### 人証の申出

#### (1) 人証の表示

東京都\*\*\*\*\*

証人 安里 芳樹(呼出・主尋問40分)

#### (2) 立証趣旨

佐藤進氏の日常生活及び眼球上転時の状況並びに被告施設の状況

#### (3) 尋問事項

証人の経歴

被告施設にて証人が職員として勤務していた期間と業務内容について

証人が職員として被告施設に於いて佐藤進氏の生活援助に携わっていた期間と業務内容について

佐藤進氏の人間性及び進氏氏が必要としていた援助内容について

佐藤進氏の眼球上転発作の状態について。また、証人は佐藤進氏の眼球上転発作は何が原因と考えていたかについて

佐藤進氏が入浴する際には、どのような注意が職員としては必要であったかについて

眼球上転発作が生じるようになった後、佐藤進氏の状態、援助の必要性について変化はあったか。また、変化があったとすればそれはどのように変わったのかについて

被告施設に於ける職員の援助に対する意識、技術の変遷について

今回の事故について、証人は何故発生したと思うか

その他本件に関する一切の事情

以上